

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和3年2月17日開催 全国地方銀行協会／

令和3年2月18日開催 第二地方銀行協会]

### 1. 令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に対する金融上の措置について

- 2月13日に発生した地震により被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し福島県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただきました。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、コロナ禍における資金繰り支援や感染拡大防止に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮であるが、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握したうえで、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

### 2. 年度末に向けた資金繰り支援等について

- 新型コロナウイルス感染症については、足許では感染者数に減少傾向が見られるが、今後の動向は引き続き注視が必要と考えている。金融庁としても、日々、金融機関の皆様等から事業者の状況についてお伺いしているが、
  - ・ 外食事業者等の飲食業者、ホテル等の観光事業者、レジャーなど、一部業種は、特に規模の大きい事業者を中心に非常に状況が厳しい、
  - ・ 一部事業者には、影響が継続することによる疲れ等も見え、事業継続に向けた意欲を失ってしまう方もいる、
  - ・ 資金繰りについては、昨年より相応規模で手当てがなされてきているが、年度末に向けて、ニーズが高まる可能性もある、

といった声が聞かれている。2月5日にも要請させていただいているが、金融機関においては、資金需要が高まる年度末に向けて、各地域の営業自粛要請等の状況も注視しながら、改めて資金繰り支援のほか、必要に応じ日本政

策金融公庫や REVIC の事業再生ファンド等と連携・活用しつつ、事業継続に向けた支援を行うなど、事業者に寄り添った対応をお願いしたい。

- 特に要請文に記載している、飲食、ホテル・旅館、レジャー、テナントなどの事業者への影響が大きく、それらの施設のオーナー等の関係者を含め、条件変更などの最大限柔軟な対応をお願いしたい。
- また、金融庁に設置している利用者からの相談ダイヤルには、一部、足許での追加融資等を謝絶されたとして、貸し渋り・貸し剥がしではないかといった声も寄せられている。
- 貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは当然のことであるが、その上で申し上げれば、金融機関としては、例えば、追加融資の際などに、不要な借入れを増やすよりも事業者の実際の資金ニーズ等を踏まえて融資を実施したいとの配慮から、慎重に検討していたのかもしれないが、顧客説明にあたっては、貸し渋り・貸し剥がしといった誤解を招くことのないよう、厳しい環境に置かれている事業者の受け止め方に十分留意し、丁寧に説明するなど、きめ細やかな対応をお願いしたい。
- 政府としても、事業者のニーズ等を踏まえ、「実質無利子・無担保融資」について、上限額を6千万円に引き上げる、民間金融機関が自行で融資している場合に借換えを可とする等の見直しを行っているところ。
- 感染症の影響が不透明であることも踏まえ、事業者が先々の資金繰りに支障を来すことのないよう、「実質無利子・無担保融資」の申込期限でもある年度末に向けて、事業者の資金繰り等の状況を十分に確認し、必要な事業者に対して、同融資の活用や据置期間等の延長等の対応を提案するなど、早め早めの対応をお願いしたい。他方で、こうした対応に当たっては、これまでも申し上げてきた様に、顧客ニーズに基づかないプッシュ型の営業をすること等により、事業者に混乱を生じさせること等のないよう、併せてご留意いただきたい。
- 3月8日には、年度末における、「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」の開催を予定しているところ。今回は、対面と非対面を組み合わせた開催とし、出席者間でより実質的な議論ができるよう、議事運営等も工

夫したいと考えており、取引先の業況や課題等について率直なご意見をいただきたい。

### 3. 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」について

- 政府としては、緊急事態宣言に伴う時短営業や外出自粛要請により売上が5割以上減少した事業者等に対し最大60万円を給付する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を、3月以降給付していく予定。
- 給付にあたっては、事業者が誤って受給してしまうことを防ぐ目的で、申請予定者の事業実態の有無等について、「事前確認」を行うプロセスの導入が予定されており、具体的には、商工会・商工会議所、税理士、預金取扱金融機関等が「事前確認」を行う機関とされている。
- 足許で協議させていただいているとおり、「事前確認」については、
  - ・ 税理士であれば顧問先、金融機関であれば融資取引先など、基本的には既往顧客についてご対応いただく（融資取引のない申請者による問い合わせが窓口等にあった場合には、顧問税理士や商工会等の会員かどうかを確認した上で、該当がなければ事務局の窓口（コールセンター）を紹介し、コールセンターから地域で引き受け手となる事前確認を行う機関を責任をもって紹介する）、
  - ・ 売上高の減少要件や自粛要請の影響の判断など、事業者の事業実態等を超えた内容的な判断・責任を確認機関が求められるものではない、ものとしている。
- 年度末で融資等の対応が見込まれる中で、ご協力いただくことに、心から感謝申し上げます。支援金の活用は、顧客に対する支援ともなるものであり、何卒ご協力いただきたい。
- なお、本交付金に限らず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が活用できる様々な交付金・税制については、
  - ・ 最大1億円の事業再構築補助金や、
  - ・ 観光事業者が地域ごとに活用できる最大5億円の補助金（後述）、

- ・ 中小企業の経営資源集約化に資する M&A 税制（設備投資減税）、

など、様々なものがあり、金融庁としても、関係省庁と連携して、随時、既往の施策とも併せて情報を更新・整理して周知したいと考えており、補助等を必要とする顧客に適切な施策をご案内いただくよう、活用していただければ幸い。

#### 4. 観光産業への対応について

- 新型コロナウイルス感染症の影響をとりわけ大きく受けている宿泊業等の観光産業については、2月より観光庁において、各運輸局の「特別相談窓口」で、一元的に事業者からの相談を受け付け、個別事業者の実情・ニーズに即して、各種の給付金・補助金、必要な金融支援、財務局とも連携した金融機関への意見の取次ぎ等を行うこととしている。
- また、観光施設や観光地の高付加価値化・景観改善、収益強化を図るため、本年度3次補正予算で、総額550億円の新たな補助金制度（「観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」）を設けている。
- 同事業は、自治体やDMO等が地域の誘客数目標等を含む再生計画を策定し、計画実施に必要な、旅館や観光施設の改修や廃屋撤去等の費用を補助するものであり、観光庁においては、採択された計画が円滑に進捗し、観光地の再生に向けた取組みが進むよう、自治体・DMO、宿泊・観光事業者、地域金融機関、運輸局等が参集する枠組みを検討している。

##### (※)「観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の概要

- ・ 自治体、DMO、又は5社以上の観光関連事業者が、誘客数や地域消費額等の目標とこれに必要な事業を盛り込んだ、「観光拠点再生計画」を観光庁に提出
- ・ 観光庁は、同計画に基づく事業であって、①宿泊施設の高付加価値化の為の改修費、②土産物屋等の観光施設の改修費、③廃屋等の撤去費などを、1地域あたり最大5億円（1/2）補助する（3～4月頃から同計画の公募を実施予定）

- こうした、観光事業者向けの個別の相談体制の拡充や、補助事業・地域連携の枠組みの詳細については、別途、観光庁から金融機関向けにも説明会を開催する予定としているが、観光地全体の再生のためには、地域金融機関の

リーダーシップが重要な場合も多いと考えられ、自治体や観光事業者等と緊密に連携しながら、地域の再生計画の策定への参画や提案、調整など、地域の観光拠点の再生に向けた自らの役割を積極的に考えていただければ幸い。

#### 5. 経営者保証に依存しない融資の促進

- 令和2年4月1日に適用を開始した、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドラインの特則」も踏まえ、経営者保証に依存しない融資の促進に一層取り組んでいただいている。
- ご尽力の結果、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が継続している。
- 一方、昨年は、金融機関によっては、「実質無利子・無担保融資」をはじめとした信用保証協会の保証付融資の増加が、無保証融資割合の改善につながったと考えられることから、来年度以降、保証付融資以外の融資（プロパー融資）も含め、引き続き、無保証融資割合等の改善に努めていただきたい。
- 金融庁としても、令和2年12月の全国信用保証協会等代表者会合において、赤澤副大臣から、経営者保証に依存しない融資の一層の促進についてご協力をお願いしているところ、引き続き、信用保証協会における対応を含め、中小企業庁等と連携しながら対応していきたい。

#### 6. 引当についての金融庁の相談受付窓口について

- 各金融機関においては、現在、年度末の決算に向けた対応を進めていると承知しているが、検査マニュアル廃止の趣旨も踏まえ、融資方針やポートフォリオの特性、コロナの影響等を考慮した引当方法について、独自に模索されている金融機関も増えていると認識している。
- 他方で、こうした金融機関からは、会計監査人などと協議をする中で、様々な悩みや課題が生じている、といった意見も聞かれている。

- 金融庁では、こうした具体的な悩みや課題を、公認会計士協会や日本銀行と連携して解消していくため、令和元年12月、検査マニュアルを廃止した際に、併せて当庁に相談窓口を設置しているところ。是非こうした窓口もご活用いただきたいと考えている。
- なお、相談窓口を案内しているページでは、公認会計士協会や日本銀行とも協議しやすいよう、相談用のフォーマットも併せて公表しているが、これを金融機関で全て埋めてからでないかと相談できないというものではないので、まずは、金融庁、あるいは最寄りの財務局に、お気軽にご相談いただければ幸い。

## 7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 昨年12月11日に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、1月22日までパブリックコメントを実施した。2月中にガイドラインを改正するほか、パブリックコメントを通じて寄せられたご意見も踏まえ、3月末を目途にFAQを公表予定である。
- また、本年も、各金融機関の取引実態や態勢整備の状況、対策の有効性等を定期的に確認し、リスクに応じたモニタリングに活用していくため、本年3月末時点の取引等実態に関する定量・定性情報について、5月下旬までに報告いただく予定。なお、ガイドライン改正を踏まえた報告様式の変更等について検討中である。
- 各金融機関には、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理など、リスクベース・アプローチに基づく一層の取組みを期待する。
- 一方で、一部の金融機関において、全ての顧客に対して一律に資産、年収の報告が義務付けられているかのような対応を行い、苦情が寄せられている事例がある。昨年10月に要請文を発出したとおり、各金融機関において丁寧な顧客対応を徹底するよう、改めて協会内で周知いただきたい。

## 8. 顧客本位の業務運営について

- 金融審議会報告書の提言を踏まえ、1月15日、「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂版が公表された。同報告書においては、「金融庁による採択事業者のリストの公表について、各金融事業者の取組方針や取組状況を項目ごとに比較できるようにすること」が提言されている。
- 現在、各金融事業者の取組方針等の比較方法や金融庁への報告様式等について検討している。

## 9. IRB 移行に向けた審査の手順とポイントについて

- 昨年12月24日に公表した「最終化されたバーゼル III の国内実施に関する規制方針案」にも記載の通り、バーゼル III 最終化の国際合意については、本邦では2023年3月期からの実施を予定しているところ。
- このたび、国内実施が2年後に迫ってきたことを踏まえ、国内実施後にIRB移行を希望される金融機関との対話を開始したいと考えている。
- 移行を希望する金融機関は、金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室までご連絡いただきたい。

## 10. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ。
- 更に、昨年12月の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえて公表した金融担当大臣談話においても、各金融機関において、マイナンバーカードの普及に協力することを要請しており、その普及へのご協力をお願いしたい。

## 11. 預貯金口座へのマイナンバー付番等について

- デジタル改革関連法案の一環として、
    - ・ マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み
    - ・ 相続・災害時のサービスを含む預貯金付番を円滑に進める仕組み
- 等の創設に向けた所要の法律案が内閣府から提出された。

(以 上)